

郡山市スタートアップ支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため、市内で創業する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 事業を営んでいない個人が、新たに事業を開始すること又は新たに法人を設立し事業を開始することをいう。
- (2) 創業者 創業した個人又は創業により設立された法人の代表者をいう。
- (3) 創業事業所 創業を目的として市内に新たに設置した本店又は主たる事業所をいう。
- (4) 特定創業支援等事業支援証明書 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条の規定により認定を受けた郡山市創業支援等事業計画に定める特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書をいう。
- (5) 社会起業家加速化支援プログラム 社会課題の解決と事業拡大の両立に挑むこおりやま広域圏内の起業家等が、こおりやま広域圏のあらゆる利害関係者ととともに叶えたい未来を実現させ、こおりやま広域圏がSDGsの先進地になることを目指すための、起業家等に向けた成長支援プログラムをいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 特定創業支援等事業支援証明書の発行を受けた者又は社会起業家加速化支援プログラムに採択された者
- (3) 市内で創業した者であって、創業から1年を経過していないもの
- (4) 所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の届出書（以下「開業届」という。）により納税地に本市を指定している者又は法人税法（昭和40年法律第34号）第148条第1項の届出書（以下「法人設立届出書」という。）により主たる事務所の所在地及び納税地に本市を指定している者
- (5) 本補助金を申請後3年以上の期間、当該創業した事業を継続する意思を有する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としなない。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（営利を目的とした事業を営む個人又は法人のうち、前項第1号に該当しないものをいう。以下同じ。）が所有している者
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
- (3) 大企業の役員又は従業員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者
- (4) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づき事業を行う者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連

特殊営業に該当する事業を行う者

- (6) 公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行う者
- (7) 事業に関して必要な許認可等未取得していない者
- (8) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していると認められる者
- (9) 市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）に滞納がある者
- (10) 創業後6か月以内に当該創業した事業に係る営業を中止した者
- (11) 過去に本補助金の交付を受けたことがある者
- (12) 前各号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者
（補助金の交付の対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、創業に係る経費のうち、別表に掲げる経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する額は補助対象経費としない。

- (1) 創業者の3親等以内の親族又は創業により設立された法人の役員から賃借又は購入した経費の額
- (2) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税額に相当する額
- (3) 国又は地方公共団体から交付を受けた補助金その他それに類する収入の対象経費の額
（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、500,000円を限度とする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に規定する額を前項に規定する額に加えた額とする。ただし、複数該当する場合にあっても、加える額は100,000円を限度とする。

- (1) 創業に係る準備期間中又は創業した日から補助金の交付の申請をした日までの間に、創業者が市外から市内へ転入した場合 100,000円
- (2) 創業に係る準備期間中又は創業後、市内に居住する者を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者とし、かつ、期間の定めのない労働契約により新たに雇用し、創業した日から補助金の交付の申請をした日までの間に6か月以上継続して雇用した場合 100,000円
- (3) 創業に係る準備期間中又は創業後、市内に居住する者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とし、かつ、期間の定めのある労働契約により新たに雇用し、創業した日から補助金の交付の申請をした日までの間に6か月以上継続して雇用した場合 50,000円

3 前2項の規定により、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の対象期間）

第6条 補助金の交付の対象となる期間は、令和4年4月1日から補助金の交付の申請をした日までとする。

（補助金の交付の申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、創業した日から補助金の交付の申請をする年度の末日までに、補助金等交付申請書（第1号様式）を市長

に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業内容書（第2号様式）
- (2) 支出内訳書（第3号様式）及び補助対象経費の内訳を確認できる書類
- (3) 同意書兼誓約書（第4号様式）
- (4) 特定創業支援等事業支援証明書の写し又は社会起業家加速化支援プログラムに採択されたことを確認できる書類
- (5) 開業届又は法人設立届出書の写し（税務署に受付されたことを確認できるものに限る。）
- (6) 営業許可書等営業に関する許認可等を受けていることを確認できる書類の写し（営業に関して許認可等が必要な業種に限る。）
- (7) 領収書その他の補助対象経費の支払いを確認できる書類
- (8) 創業者の住民票の写し（創業者が市外から市内へ転入した場合に限る。また、補助金の交付の申請をしようとする日から起算して1か月以内に発行されたものに限る。）
- (9) 市内に居住する者を新たに雇用した場合は、新規被雇用者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用契約書及び賃金台帳の写し並びに住民票の写し（補助金の交付の申請をしようとする日から起算して1か月以内に発行されたものに限る。）
- (10) 他の補助金その他それに類する収入の対象経費の額を確認できる書類（他の補助金その他それに類する収入がある場合に限る。）
- (11) 通帳の写しその他の振込先の口座を確認できる書類

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

（補助金の交付の条件）

第8条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金に係る会計帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (2) 市長が必要に応じて行う調査に協力すること。

（補助金の額の確定）

第9条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

（財産処分の制限）

第10条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定められている財産の耐用年数等に相当する範囲内とする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月4日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	対象経費区分	補助対象経費の内容
創業に係る経費	使用料及び賃借料	創業した日の属する月から起算して12か月分までの創業事業所に係る月額賃料及び基本利用料（管理費及び共益費を含む。）。ただし、次に掲げる経費は除くものとする。 1 創業事業所のうち、住居として利用している部分に係る経費 2 1か月のうち15日を越える日数の間、創業事業所における営業を休止した場合（社会通念上やむを得ない事情がある場合を除く。）の該当月に係る経費 3 創業事業所から移転した場合の移転後の事業所に係る経費 4 補助金の交付の申請をした日までに支出していない経費
	工事請負費	創業事業所の開設に係る内外装工事費、設備工事費並びに自己用屋外広告物の制作及び設置に要する経費（市内事業者が施工するものに限る。）。)
	備品購入費	創業した事業に必要な設備又は備品（耐用年数1年以上かつ取得金額100,000円以上のものをいう。）の購入費（創業に係る準備期間中（創業した日の属する年度に限る。以下同じ。）又は創業した日から補助金の交付の申請をした日までに購入したのものに限る。)